

広報 ほうじょう

方 城 町 人 口	
(6月1日現在)	
人 口	7,697人
男	3,704人
女	3,993人
世帯数	2,133戸

災害に備え

総点検

昭和二十八年の西日本水害から二十年を経過した今日大惨事を身をもって経験した人は少なくなり、また過去の水害に遭遇した地域住民社会においてもこれは同様であります。

とくにその後の急激な社会環境の変化等によりあの惨事を今、その土地、その場所ですらも経験してない多くの人は大ホラとしかうけとられないかも知れない。

「災害は忘れた頃やってくる」と、よく言われているが、これは過去の教訓であり今日では「災害は忘れないうちにやってくる」明日襲ってくるかも知れない。とまで言われています。

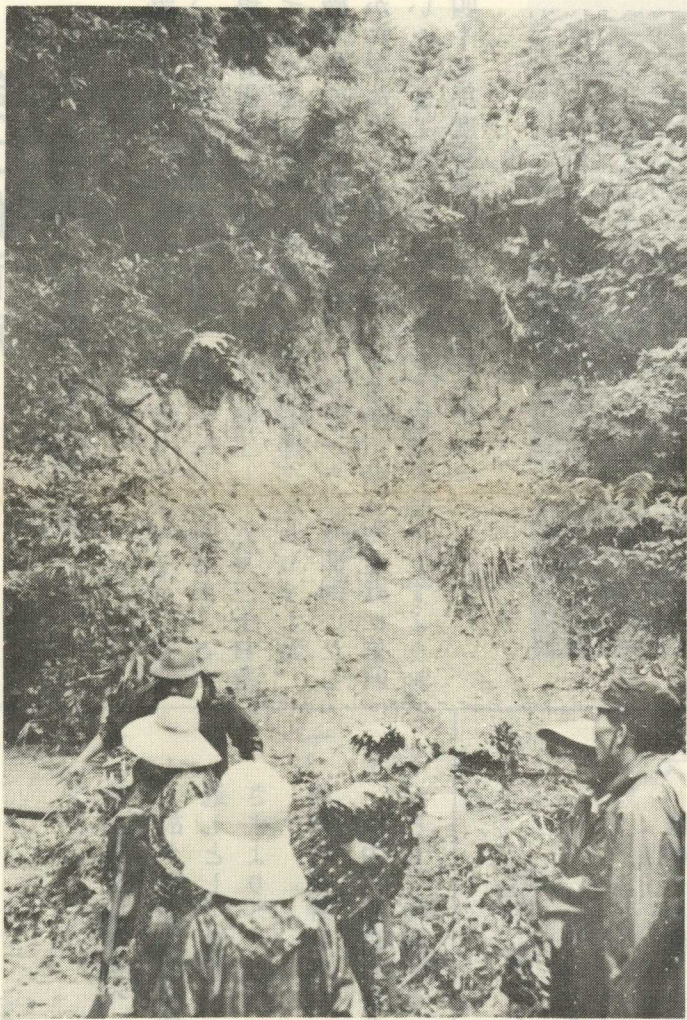
このような災害列島日本に住むわれわれは災害に対する知識を深め、災害対策は公共機関がやってくれると言う依存的な考えを改め自から身を守ると言う動物的本能に立ちかえることも忘れてならない。

福岡管区気象台がこのほど発表した長期予報によると、今年も昨年と同様六月下旬から七月上旬にかけて集中豪雨に襲われるかも知

れないといっています。昨年は、本町においても二十年振りの大水害に見舞われ床上浸水、山くずれによる被害を出しています。本年もまもなく梅雨期に入りますが、梅雨入りの前に次のような準備をしておくことが大切です。

- ◎ 事前準備
 - 一、家の点検をして屋根の補強、雨戸の修理などをしておきましょう。
 - 二、傾斜住宅地では表土
- ◎ 気象警報発令時の注意事項
 - 一、気象台から発表される新しい情報を聞くこ

- 二、洪水などのおそれのある低い地域や山くずれの地域に住んでいる人は避難の準備をする。
- 三、避難場所を家族全員に徹底させておくこと。
- 四、避難する前にガスの元栓、電気のスィッチなど火の気を完全に消すこと。
- 五、自分の家が堅固で危険を要求されたら、直ちに避難すること。
- 六、衛生に注意し、火の用心に心がけること。



(昨年の集中豪雨による野添地区)

町を
 中学二年 久富照代
 中学三年 古賀 みゆき
 納税で築こう明るい方城
 方城中学校一年 永末光一

野犬の撲滅にご協力ください

野犬は自らの力で生きてゆかねばならないため、飼い犬のように人間に保護されることもなく、また、人間に馴れるという習性が稀薄です。

野犬狩りと云いますが、昔の飼われていた不良犬を捕獲するのと違い、前述のような苦勞がある訳です。よって、住民の皆さんに強く次の事項をお願いいたします。

- 一、野犬殺を実施するときには広報でお知らせしますので飼っている飼い犬はつないでください。
- 二、野犬殺を実施するときには広報でお知らせしますので飼っている飼い犬はつないでください。

も狡猾で性格も狂暴です。飢えてまいりますと自分より弱いと見做されるものには容赦なく襲いかかるようになります。幼児が応々にして襲われるのもこのためです。捕獲しようにも警戒心が強く機敏なため困難を極めます。結局、毒殺ということになりませんが猛毒を使用する関係上、その方法回数にも限度があります。また、苦勞して野犬の巢を探し出して投与しても、警戒心のため目的を達するとは限りません。ひとくちに

※ 飼い犬の放し飼いは、町条例で禁止されています。違反者には罰金が科せられることがありますのでご注意ください。

毎月一日は

防災の日

農家の皆さん、毎日のお仕事ご苦労さまです。いよいよ春の農繁期を迎えることになりました。方城町では六月一日から六月三十日

農作業の危害防止 につとめましょう!!

までを春期農作業安全運動月間と定め広く農家の皆さんがたに呼びかけて、農作業事故を絶滅する運動を展開します。農作業事故は、

最近のように機械が大型化されてくると事故の内容も大きくなり、手足の骨折とか、切断などの大事故が極めて多くなつてきました。

しかもこれらの事故のほとんどが、ちよつとした油断や不注意によるものです。県下における最近五カ年間の農作業事故は二百五十一件もあり、そのうち死亡事故が八件もあります。皆さん、これからトラクターを利用する機会が多くなることと思ひますが、次のことには特に注意するよう心がけましょう。

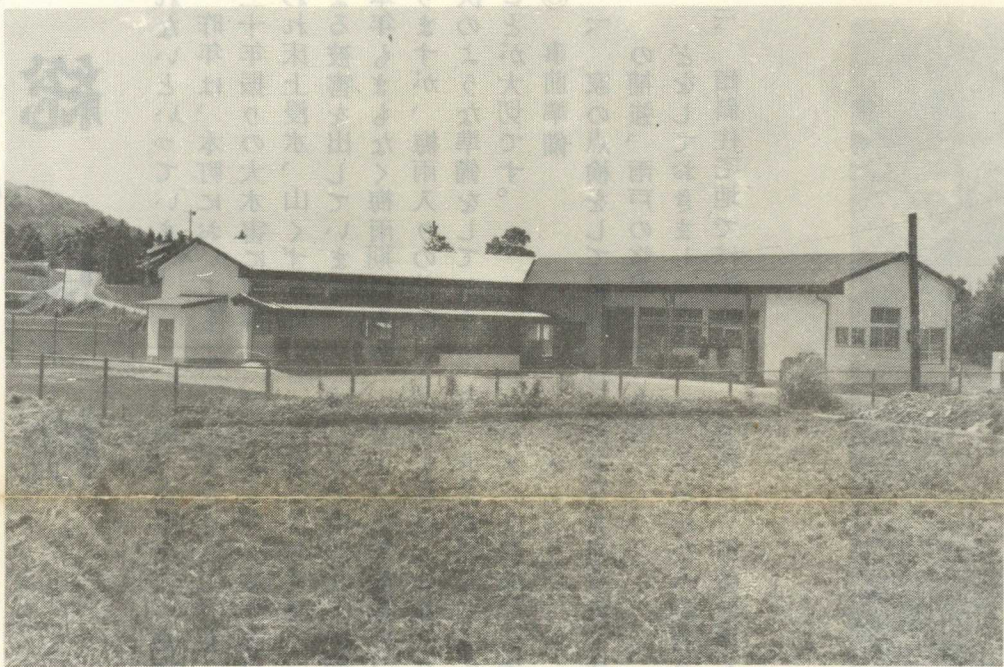
- 交通法規を守り、安全に運転しましょう。
- 他の自動車の運行のさまたげにならないよう留意しましょう。
- 刃物や突起物のある作業機は取外して運転しましょう。やむを得ず作業機をつけたまま走るときは必ずおおいをつけるようにしましょう。
- でこぼこのはげしい道路や曲折のはげしい道路での高速運転はかたくつしみますし。
- 見とおしの悪い交差点や踏切りなどを通過するときは左右の安全確認に特に留意しましょう。
- 作業中にも過労にならないよう、十分休けいをとるよう心がけましょう。

第二保育所 六月一日から開園

第二保育園につきましては、永いあいだ、新門の集会場をお借りして運営いたしておりましたが、諸事、設備不備のため園児や父兄のかたがたにご不便をおかけいたしました。

四十七年度事業として、前年末より新園舎の工事に着手いたしました。このたび竣工し、五月三十日落成式の運びとなりました。

六月一日より開園いたしますが、新園の運営に倍旧のご協力を賜りますようお願いいたします。



(完成した第2保育所)

「香典返しのお礼」

一、社会福祉協議会へ
1. 故久富光則殿の香典返しとして久富みのえさまより
2. 故原田コヨシ殿の香典返しとして原田政幸さまより
当会に過分の寄贈を賜りました。

ここに、故人のご冥福をお祈りしますとともに寄贈金は当会の趣旨に沿い有義に使わせていただきます。

方城町社会福祉協議会
会長 中島 義幸
方城町長寿会
会長 永野 忠男

皆さんに

無料調停相談

一、離婚、相続、夫婦間の問題、家庭内の紛争、その他。
二、金銭の貸借、交通事

故、家屋・土地の貸借等について悩んでいる方は、田川裁判所(田川市千代町所在)に出頭して係員に相談してください。相談料は別にいりません。

町税一口メモ

町税をみなさん納税者のかたがたに、より理解を深めていただくために、広報ほうじょうに「町税一口メモ」を今後連続掲載することにしたので、ご愛読願います。

「町税一口メモ」
町が税を課している税の種類には、(1)町民税 (2)固定資産税 (3)軽自動車税 (4)市町村たばこ消費税 (5)電気ガス税 (6)鉱産税 (7)

木材引取税がありますが、これらが普通税といわれるものです。

このほかに、目的税として、国民健康保険税があります。

では「普通税」というのはどのようなものかともうしますと、町の一般的経費の支払いをする目的をもって徴収される税のことです。

これに対して、特定の経費を支払う目的をもって、

賦課される税を、「目的税」といわれています。

昭和48年6月号

発行所 方城町 印刷所 栗林綜合印刷